

**大分市自治基本条例検討委員会
第7回 市政運営部会 議事録**

日 時 平成22年7月20日(火) 14:00～16:20

場 所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室

出席者

【委員】

島岡 成治、足立 稔の各委員(計2名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛(計7名)

【プロジェクトチーム】

総務課法制室長 伊藤 英樹、同主任 河越 隆

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の課題等について

< 第7回 市政運営部会 >

事務局	<p>それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会第7回市政運営部会を開催いたします。</p> <p>それでは、お手元にお配りしております資料を順次説明させていただきたいと思えます。まず「次第」でございます。次に「報告1」ですが、先般行われました第12回全体会議の意見を集約した資料です。まず、全体での意見交換として条例全般につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none">・自治基本条例か自治体基本条例か、あるいは市政基本条例かという考えをまとめてもらいたい。自治体基本条例よりも市政基本条例の方が妥当と考える。・まちづくりの全てを市が行うわけではなく、市民が直接担う部分もあることを明確にする必要があるのではないか。・総花的で自治基本条例としての特徴が感じられない。・条例のタイトルとして「大分市市民自治基本条例」とか「大分市市民自治(まちづくり)
-----	---

基本条例」という形にしたらどうか。

というご意見。前文については、委員さんからご発言がありました、
・特徴を感じない要因として前文の印象がそうさせている。
・前文にこそ条例制定の意気込みや想い、めざす方向がしっかりと謳われるべき。
・歴史、文化、自然、産業などは、日本国憲法の前文にも書かれていないので必要ないのでは。また、このような内容は市民憲章(大分市民の誓い)として既にある。

・条例制定の目的として、

最高規範としての自治体憲法を制定すること

自治行政権、自治立法権、自治財政権を持つ地方政府への移行をめざすこと

真の住民自治の確立と都市内分権、地域内分権の徹底検証

が自治基本条例のめざすところであると考えてるので、住民自治や地域自治の方向を明確に表現することが前文では必要ではないか。

こういった意見が出されております。

政策法務については、

・第26条には、最高規範とする法体系を最終的には構築するということがこの条例の目的ではないかと思うので、そういう文言が謳われないと問題がある。

・第26条第1項の「地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行う…」と、考え方の欄の「条例制定権が拡充されたことにより、自主自立の市政運営の確立に向け…」の関係を良く考えると、あくまで「地方自治の本旨に基づき」なので「自主解釈権」が出てこなくなるのでは。

・よって、第26条の第1項は、「地方自治の本旨を基本としながら、住民自治を進化させるために、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。」とならないと意味が伝わってこないのではないか。

といった意見が出されております。

議会に関する条文の中間報告については、
議会の役割及び責務について

9名の議会選出検討委員で確認した文言は、

第12条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

等の報告がっております。

市政運営部会のまとめとしては、

市政運営部会案の全般について

・市政運営として洩れのないように、条文を挙げているので皆さんの意見をいただいた上で削除できるものは削除したい。

・執行機関・議会の条文と重複している内容については整理ができる。

・市民参画及びまちづくりと似通った内容の条文については、視点が違うなどの見方が少し違うかもしれないので改めて整理する。

・市政運営の章から独立させた第37条、第38条、第39条については、考え得る範囲の中でこういうこともあるのではないかとということで挙げているので、必要か不要かのご意見をいただきたい。

ということで、部会長さんの発言はありましたが、他の部会からこれについての意見はなかったということでございます。

続きまして、「報告2」です。全体会議の後に部会代表者会議を開催しましたので、その会議での確認事項について記載をしております。当部会からは部会長が出席していただいております。

・前文について

「前文」と「目的」をセットでこの条例を作るこの目的(市民福祉の向上や意気込み、願いなど)を理念部会において再度検討して欲しい。

・条文の調整について

主語の整理、重複している条文の整理、第6章・第7章・第8章の取扱いについて、法規的な観点から事務局に調整案としてたたき台を作成させる。(前文、目的は理念部会で再協議となったことから除く)

・自治とまちづくりについて

自治とするのかまちづくりとするのか、コンセンサスを得る時期に来ているので、各部会で一度議論をしていただく。

条例の名称の問題と併せて、自治とまちづくりの捉え方を整理しやすいような資料を事務局が作成する。

こういったことが部会代表者会議で確認をされたと認識をしております。

次に、「自治とまちづくり」です。

「自治」と「まちづくり」は、使い分けが難しい言葉です。様々な文書中に、様々な意味で使用されており、時にはそれぞれの言葉がもつ固有の意味を超えた使い方がされる場合もあり、また時には同じ意味で使われることもあります。そのため、両者の違いがあまり意識されていないのが実情です。

しかし、この条例では、それぞれの意味を明らかにした上で、議論を進める必要がありますので、一応、次のように整理したいと思います。

自治 = 市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法
(主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方)

まちづくり = 住みやすいまちを作るための活動や取組
(主に、まちに視点を置いた捉え方)

自治とまちづくりの違いを意識しつつ、条例の構成を考えると、主な視点の置き方によって、違いが出てきます。

[自治に視点を置いた場合]

市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法(主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方)が規定の中心となります。

[まちづくりに視点を置いた場合]

まちづくりに対する考え方(理念)やそのための方策を規定することになります。自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定することになります。

「自治」、「まちづくり」ともに、市政運営のあり方を定める上では大事な事柄ですが、この条例で「まちづくり」について規定しようとする場合には、市政運営の総合的な体系を定めている総合計画との関係を整理しておく必要があります。

これについては、

条例では、まちづくりを進める上で必要となる市の意思決定の仕組みや方法(自治)を中心に定め、まちづくりの方向性(理念)については、普遍的なものに限定して

規定する。

まちづくりの具体的な方向性等は、その時々的情勢により左右され易いので、情勢に応じたより具体的な政策の方向性については、この条例の定めるまちづくりの理念を基に、総合計画で議論して決定する。

といった役割分担を明確にすることによって、整理できるものと考えます。

次に、「資料1」です。先般の部会代表者会議で、法規的な観点から事務局として、たたき台を作成するということになりましたので、資料としてお配りしております。

目的のところ、「自治」と「まちづくり」の使い分けをどうするかということで、理念部会で検討していただいておりますが、課題等ということで整理をさせていただいております。

2ページ目ですが、理念部会、市民部会のところで課題等を挙げております。

3ページ目ですが、この辺りから市政運営部会とダブルところが出てきます。第3章第7条のところですが、これは市政運営の基本の第13条第1項と内容が同じ、2項については、第13条第2項と内容がほぼ同じ、第3項については、政策法務の第26条第2項と内容がほぼ同じですので、第13条を統合し、第26条第2項に統合させていただいております。赤で横線を引いて消しているものについては、この条から削除しているものです。

4ページ目ですが、第13条ですけれども、第7条とダブっておりますので、市政運営の第13条第1項と第2項については、第7条に統合するという事で削除させていただいております。

第14条については、主語は「市」と「市長」という言い方をさせていただいておりますが、基本構想は「市」ということで、策定過程で市民参加の機会を確保するのは「市長」とすることが適当ではないかということで、「市」と「市長」という形で主語を使い分けさせていただいております。

5ページ目ですが、外部監査、情報公開、個人情報の保護、行政手続、条例の制定等の手続、法令遵守等について変更はありません。第22条財政運営の第2項ですが、毎年度の予算、決算を公表しなければならないというものがあります。地方自治法第243条の3に同一規定がありますので、削除しております。

6ページ目ですが、第24条の市民提案は、第34条第1項市民参加及びまちづくりと内容がほぼ同じなので、ここに統合をしております。第25条第2項につきましては、第34条第3項と内容がほぼ同じですので、ここに統合しております。第26条第2項は、第7条第3項と内容がほぼ同じですので、第26条第2項に統合しております。第27条はそのまま、第28条については、執行機関の責務として捉えたほうがよいのではないかということで、第10条第4項「市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。」にまとめた方がということで、移動させていただいております。第29条、第30条は、主語の確認ということで記載しております。

7ページですが、これは他部会の分ですが、課題等を記載しております。第34条ですが、第1項は第24条第2項に統合、第2項は第9条第3項に統合、第3項は第25条第2項に統合しております。

8ページですが、市政運営部会として別章立てにして3つですが、第37条は、「連携及び交流」ということで、具体的政策というよりも課題解決やまちづくりのための方法、手段という側面があるので、この条例に規定するかどうかということになると思いま

	<p>す。残すということもあるでしょうし、章立てをどう考えるかということがあると思います。第38条、第39条につきましては、個別政策的な要素がかなり濃いので、自治基本条例というスタンスでいくと、個別具体的な内容が入る条文は削除した方がよいのではないかとということで、削除しております。以上が、「資料1」の説明になります。</p> <p>次に「重複箇所の整理」です。今説明をした「資料1」の重複箇所の整理で、同じような内容の場合はレ点をつけている方に統合しているという意味です。市政運営については、市政運営の基本は第13条を第7条に統合、政策法務は第7条を第26条に統合、市長の責務、市民提案は一部重複した内容が載っていますが、それぞれ残し、第34条は第9条と第24条に統合、第34条は第25条に統合、ということです。</p> <p>以上、長くなりましたが、資料の説明はこれで終わります。それで、本日の進め方ですけれども、まず「自治とまちづくり」について、ご確認をいただきたいと思います。次に、前文については先般かなり意見が出されました。この間行われた理念部会では、前文についてご意見があれば、案を作って提案していただけないかという形でとりまとめを行っております。もしあれば、案として提案してほしいとのことです。その後、「資料1」について、ダブりの確認、削除について確認していただければと考えております。事務局からの説明は以上です。部会長さん進行をお願いします。</p>
部会長	<p>はい。「自治とまちづくり」ですか、この言葉の使い分けということですが、どういうふうな使い分けをするのかというのが、副部会長さんはどうですか。</p>
副部会長	<p>見ればそうかなと思いますが、それぞれの条文で「自治とまちづくり」と謳っているところを、こういう形で整理しようということですね。</p>
事務局	<p>自治とイコールという形で書かせていただいておりますが、そのための仕組みや方法、他の部会ではシステムという言い方をされていましたが、まちづくりというものは、その次の動き、活動、取り組みを指すものと、事務局としてまとめさせていただくと、こういうことでどうでしょうか。この大前提に基づいて、具体的な政策等は、総合計画の中で議論した方がよいのではないかと、ということを書かせていただいている。それに基づいていくと、先程の個別政策的な内容が強い別章立ての条文は、政策的な条文なので、自治基本条例に載せなくてもよいのではないかと、という事務局の考え方です。</p>
部会長	<p>まちづくりという方が幅広いかなという気がするのですが、具体的な方向性を見出しながら、総合計画というものは基本的にまちづくりに関わる内容でしょうから、まちづくりの方が範囲が広いことは想像できます。前回の部会代表者会議でも、まちづくり基本条例としたらどうかというような意見があったような気がしますが、その中で、今回のものは意思決定の仕組みや方法を明確にしましょう、ということによろしいのですかね。一つの地方における意思決定の方法や仕組みを、自治という言葉で捉えるということによろしいのですかね。実際には、まちづくりや自治という言葉が今まで章毎に違っていましたよね。今回は、それを統一したということですか。</p>
事務局	<p>それを統一して体系立てるまでの整理は、まだ行っておりません。ただし、自治とまちづくりという言葉を両方使われておりますので、今の使い方では変える必要があるのかなという部分もありますし、当然今のままでよいという所もあると思います。そうい</p>

	<p>ったことを整理するために、自治とまちづくりというものは使い分けが難しい部分と、まちづくりの言葉の意味が広い面もありますので、ある程度その関係性を整理した上で、この条文においてはどちらを使うべきか、ということ判断する必要があると考えまして、事務局なりに整理したものがこのペーパーです。</p>
副部会長	<p>まちづくりはかなり出ていますが、自治も出ているのですか。</p>
事務局	<p>自治も何箇所か出ていますね。第1条、第6条、第9条にありますので。</p>
事務局	<p>これまでの委員さんの発言の中で、想いが違うのだらうと思いますが、噛み合わない所もあるのでしょうか、部会でもそこまでこだわって使っている部会と何気に使っている部会もあるでしょうか、基本的にまず考え方を整理しようということで、こういう整理をしております。</p>
部会長	<p>例えば第1条を読んでみても、まちづくりと自治をひっくり返しても文章は通じないことはないような気もするのです。自治というものを市や自治会を含めた意思決定の仕組みや方法という形で限定すれば、まちづくりというものはもっと大きなものから、意味の使い方は分るのですが、その時に第1条を見た時にこれでよいのかなと思うのですね。これを見ると…そうかそこに自治が入っているのか。</p>
副部会長	<p>ここは自治とまちづくりがひっくり返らずに、このままの方がよい気がしますが、これは、ここの部会での意見を出せということですね、これは全体会で決めるのでしょ。</p>
事務局	<p>理念部会では、この自治とまちづくりの前提の下に再度見ていただきましたが、基本的には変らなかったので、理念部会としてはこの案でよいのではないかというまじめになりました。</p>
法制室	<p>部会長さん、よろしいですか、法制室です。この自治とまちづくりの問題を定義させていただいた背景を申し上げますと、重複の規定を整理する際にどちらに力点があるのか、自治に力点があるのか、まちづくりに力点があるのかによって、市政運営部会と市民参加・まちづくり部会の重複について、どちらを生かしていくのか、ここに大きな差が出てくるのだらうと思います。端的に申し上げますと、自治の方に力点があればこちらの部会にどういった内容で出すのか、まちづくりの方に力点があれば市民参加・まちづくり部会の条文をメインに生かしていく、というような考え方になろうかと思います。その前提として、自治とまちづくりという問題は最終的に条文の中でどう扱っていくかというものは、最後に調整をしていけばよいと思います。考え方として、どちらに力点があるのかということ、まず全体で明らかにしていただきたいと考えております。そういう意味で、全体会に向けて概ねこういう理解でよろしいかということ各部会で確認をしていただいて、全体会の中で確認をしていただきたいと考えております。</p>
部会長	<p>自治に視点を置いた場合とまちづくりに視点を置いた場合によって、この基本条例のあり方が変わるということですか。</p>

法制室	端的に言いますと、条文の並び順が変わる可能性があります。重複した条文を整理する時に、まちづくりを前に持ってくれば後ろにまちづくりの仕組みの部分を、自治の方を前に持ってくれば後ろにまちづくりは簡素な記載になると考えております。これは、先の議論になりますが。
副部会長	自治に視点を置いた場合とまちづくりに視点を置いた場合で、条立てが変わってくるということですか。
法制室	どちらを先に言うかですね。自治ですと、まずこういう自治のメインの考え方があって、それに応じて自治の仕組みはどういうふうに作りましょうかと、どういう自治の仕組みでこういうまちづくりの実現を図りましょうという流れになるかなと思っております。これは、各順番に並べている資料のほぼこういう形になろうかと思っております。まちづくりを中心に持ってきますと、大分市はこういう方針のまちづくりをしますと。そのために、まちづくりのあり方は、市民が参加してこういうことになりまして。それは、統一したものにするために自治の仕組みはこういったことになりまして。そういうことで、市民参加・まちづくり部会の部分と市政運営部会が入れ替わる可能性があります。
副部会長	どの部会を入れ替えるのですか。
法制室	市民参加・まちづくり部会と市政運営部会です。
部会長	今は、自治を視点にした順番になっています。一般的な自治基本条例の並び方になっているので、自治という視点から並べられているのですが、まちづくりという視点から並べると第5章の方が先にくるのではないかとということですね。これは、私には判断が付けづらいのですが。
法制室	最終的には、その考え方は全体会の中で皆さんの意見を集約する形で、まちづくりについての条例にしましょうとか、自治についての条例にしましょうというコンセンサスが得られれば、自動的に決まってくる話なので、当面この部会では、まず前提の考え方について、こういうような理解でよろしいかということの確認をしていただければと思います。
副部会長	そうなると、名称も変わってくるという意味ですか。
法制室	そうですね、前回もそういう議論がありましたが、いずれそこは議論していただくことになろうかと思っております。最終的に、まちづくり基本条例といいながら自治の規定をしている所も多数ありますので、最後の言葉の使い方はそれほどこだわる部分ではないのですが、考え方の柱としてどちらに視点があるのかという、これだけは明らかにしていただきたいと思っております。
副部会長	この条例の基本的な目的がまちづくりなのか自治なのか、どちらの観点から作っているのかということですね。

部会長	この内容でよろしいですかね。
副部会長	私は自治に視点を置いた方が、問題がないと思います。
事務局	後段の内容もその前提の下に役割分担をしましょう、と書かせていただいております。
部会長	条例としての規定性、整合性を考えた時に、自治としてやった方が分かりやすい、ある意味では分りにくくなるかも知れませんが、他の条例との整合性を考えた時に、整合性の取りやすい条例になるのだらうと思いますね。ただし、全体会で他の部会の意見を聴いていると、必ずしもそういう感じではない方もいますし、私もそれに心情的に賛同するところもあるので、何のためにこれをやるのかというのは、成熟した自治ができればよいということよりも、むしろ大分のまちが住みやすくなるのが目的なのだろうというようなことを考えた時に、その線の置き方はどちらがよいのか、必ずしも自治ということに置かずにまちづくりということに視点を置いた上で、必要な自治のあり方に対する規定をどうするか、まちづくりとしてのにぎわいを出して作るということもあるのかなと思いますね。その辺の選択というものは、他の委員の意見、市の意見はもちろんです。
事務局	一つ、大きな考え方のポイントとなるのが、まちづくり基本条例というネーミングで定めているところは、最高規範性を持っていないという所が結構あるのですね。単なるまちづくり基本条例と言っているのですが、そこに最高規範性を持たしているという所があると。逆に、自治基本条例という言い方をした時には、最高規範性を殆ど有しているという流れです。そうした時に、私達がずっと議論してきているのは、まちづくり基本条例なのか自治基本条例なのか、というふうな判断になるかと思います。ただ、ややこしいのは、ニセコ町がまちづくり基本条例というネーミングの下に、まちづくりイコール自治という定義付けをしてですね、最高規範性を持っているような形で作っているの、それはあたかも一般市民から見た時に分かりやすいというふうにつえられているところがあるのですね。ですから、その辺を踏まえて、最終的にどういう形で整理するのがよいのかというのがありますが、最高規範性を有する自治基本条例、最高規範性を有するまちづくり基本条例というふうな言い方になりますと、殆ど内容が一緒だと、どっちの言葉を取るのかというふうな選択になるのかと思いますけれどね。一般的にはそういうふうな傾向があるかと思いますが、私達が議論してきた経過を見ますと、一般的には自治基本条例というものを頭の中に置いて議論してきたのではなからうかなと。ただし、本来の目的は何かという形で捉えた時に、まちづくりという言葉の響きの方が、私達には分かりやすいというご意見が多分多数あると思います。その辺を踏まえた上で最終的にどうするのかと。いずれにしても、最高規範性を有するという形で考えた時には、まちづくり基本条例であろうが自治基本条例であろうが、内容そのものにはそう大差はないという形になるかと思いますが、これは、私の個人的な考え方もありますが、一般的にはそういうふうな整理がされてよいのではないかと思います。
副部会長	今日の流れとしては、この部会としてどっちを取るかという結論を出すということですか。

部会長	そうではなくて、自治とまちづくりの捉え方について、ここで提示されたことでよいのかどうかということだと思います。多分その次の段階で、基本条例がどちらの方向を向いているのかという所が議論されるのかなと思うのですね。あるいは、結局同じだという意見もあるかも知れませんが。
副部会長	この経過を見る限りでは、これが正しいのかどうかは分かりませんが、間違ったことは書いていない。
部会長	はい。
事務局	それでは、これによろしいということであれば、「資料1」に入っていたきたいのですが、その前に先般前文についてかなりご意見があったので、もしご提案があれば案を作って提出していただけないかということで、理念部会の方は取りまとめをされておりますので、そのものズバリの案を示していただきたいというご意向です。
部会長	なかなかそれは難しいですね。議論を積み重ねているでしょうから、最後の所でこうだというのはなかなか言いづらいですね。
副部会長	理念部会では、原案を書き換えるのでしょ。このまま行くつもりですか。
事務局	全体会で委員さんが色々言われたようなご意見は、議論の過程でそういったものを踏まえてあの形になっているので、原案の形でいきたいと。他の方々からのご意見があれば、別案として示していただきたいということです。
事務局	別案というものは、全く別のものを一つ独立させて作るという方法もありましょうし、今あるもののこの部分をもう少しこうして欲しいだとか、この一文を付け加えて欲しいだとか、そういう部分的なご意見でも結構だと思います。いずれにしても、抽象的な何となくこういうものが欲しいということでは反映させにくいということですね。
副部会長	この前の全体会で一番意見が多かったのはここでしょう。前文をどうかしてという意見が圧倒的に多かった。他の意見は細かい話だったが、これについては一番意見が多かった。その中で言いたいのは、総合計画の都市像を目指しているような組み方をしていないかと思うのですが、まちづくり全体に関するめざすべき方向を示すべきでしょうが、その部分が欠落しているという意見を秦委員が言われていた。ああいうものが入っていないという意見が多かったという気がしましたが。
事務局	入っていなければ、どういう表現でどこに入れたいのですかということなのでしょう。
副部会長	理念部会は代案を出さない限りこのままでいくということですか。
事務局	理念部会ですが、理念部会の委員さんも100%完ぺきだと思っている訳ではありません。この所がおかしいというご指摘をいただければ確かにあり難いのですが、理

	<p>念部会は4回部会を開催して自分達で文案を持ち寄ってたたいてきた経緯がありません。なかなか自分達では変えづらいという部分があることは事実です。ですから、ふわっとしたこういうものが欲しいということよりも、ここの文節のつながりがおかしいので、こうした方がより前文としてはよくなるよとか、このフレーズがこの文章の間に入らないと通りが悪いのではないですか、というような意見があれば大歓迎でそういったものを取り込んでいくことはやぶさかではないという形になっておりますので、これで行くんだと、100%だということではないということです。</p> <p>部会長 文章というのは、ある程度考えてから自分自身で添削して手を入れないと、対案出して下さいと言われてもなかなか出ないのですね。出ないのですけど、敢えて言えばですね、最後の段落が一つ問題になるのかと思います。先程言われたように、これは自治基本条例として、自治ということで市としての意思決定の基本的な仕組みを述べているような、それを規定する条例であるとすれば、最後から2行目の「本市の在り方を定める最高規範である」という所が、本市の在り方を定めるのはこれだけではない訳ですよ。要するに、総合計画でも本市の在り方を定める訳ですから、ここは本市の在り方の何を定めているかということをしり明瞭にしておけば、この前言われたようなことにも少しつながってくるのかなあと。例えば、第1条に入っている言葉ですが、市民主体による自治の在り方とかですね、そういうことであれば、自治基本条例の前文として、大分市自治基本条例が何かということを示すのに、最後の段落の本市の在り方だけでは漠然としていて内容が明瞭ではないと。本市の在り方の中でも、ここは意思決定の仕組みをきちんと規定するのですよ、というようなことが入れれば自治基本条例の前文として整理できるのかなと思います。私の個人的な意見です。</p> <p>もう一つ、これは殆ど個人的な意見ですから別に断らなくてもよいのですが、「十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし」という所にもすごく引っ掛かりを感じるのですが、これは人によって多分解釈が色々違うのだろうと思うのです。大友氏が潰れたのは息子の義統の時代ですが、その遠因を作ったのはどうも宗麟ではないのかなと。小藩分立した原因はあの辺りにあるのではないかという、私の個人的な歴史理解ではそういうふうと思うので、ここでこう言われてもなあということと、歴史というものはある一時期だけの問題ではなくて長い歴史があるので、そういうことも含めて言うと、ある時だけ色付けすることはどうなのかなというのを感じてはいるのですけど。古代からの歴史もありますし、近世小藩分立しましたけれども、そのお陰で面白い歴史ができていう所も解釈できますし、そこに少し引っ掛かりを感じているのですけど。それは、私の個人的な大分に対する歴史の解釈ですから、どちらでもよいのですが。前回問題になった所としては、「本市の在り方を」という所を本市の何の在り方をということですかね。</p>
副部会長	<p>自治とかまちづくりといったものでしょう。それは、教育、環境、福祉とかではなく、方法論に近いのではないですかね。</p>
部会長	<p>本市の自治における意思決定の基本的なやり方という部分を明確に出す感じで、そういう言葉を入れると少し明確になるのかなという感じがします。それ位でよろしいのでしょうか。</p>

事務局	<p>理念部会の肩を持つ訳ではないのですが、この条例そのものは見直し規定を設けるように今の所そうしているのですが、前文というのは変っていくものではないかという中で、目的と前文をセットで今、部会長が言われた本市の在り方、市民主体による自治の実現とか、そういった部分というのは目的で謳っていますというのが理念部会の言い分なのですね。前文としては大きく書いておいて、本来のこの条例の目的は第1条に記載していますよ、という構成立てを意識して作っているというのが理念部会の言い分です。確かに、前回の全体会の中でも最後の締めが少し漠然としているというような意見がありましたので、最後の締めの部分だけでもお示しいただけるだけでも、理念部会は検討の余地が出てくるのだらうと思いますけれども、今理念部会の担当が言ったように、各委員さんが持ち寄った中ですり合わせをして一つのこの案を作り上げていますから、なかなか自分達では変えきれないのが現状のようですので、ここの所をこうしたらよいのではないかということをお示しいただいて、その中で採用できる所は採用していく、というような作業を今後していきたいのではなからうかなと思っています。他の部会の委員さんからも、こういった前文がよいのではないだらうかとお示しも若干いただいておりますので、そういったものを参考にしながら、前文は最後に固まればよいと思いますので、条例ができるまでに前文を固めていけばと思っていますので。</p>
部会長	<p>今日は二人しかいませんし、さっき言ったような本市の在り方というものを少し自治基本条例の内容を示すのであればよいのではないか、ということをご理念部会に検討をいただくということでよいのではないかと思います。この件はよろしいですか。</p>
副部会長	<p>はい。</p>
部会長	<p>市政運営部会での事務局側の調整案についてですが。</p>
事務局	<p>4ページの第13条は第7条に統合しています。</p>
部会長	<p>これはこれでよいのではないのでしょうか。ほぼ同じ内容ですので、ここで改めて出す必要はないのかなと思います。</p>
副部会長	<p>これは、こっちを落として第7条を生かすというのはどういう考え方ですか。</p>
部会長	<p>順番によるのだと思うのですが、大きな構成というのが最初に目的があって、総則があって、市民と執行機関及び議会という、市民と市政側の役割、責務というのが述べられていますので、その後に市政運営のもう少し具体的なこの部会で検討する内容がきていますから、当然この順番でいけば最初に執行機関の所に出てくる内容ですので、それはそれでよいと思います。この順番は、自治を重視しようとまちづくりを重視しようと多分変らないのだらうと思うのですね。</p>
法制室	<p>条文の整理の仕方の考え方なのですが、法制室で考える時に3つのルールを想定して考えております。1つは条文の規定内容によって適合する部分があれば、そちらの方に統合する、もう一つは同じことを2つの側面から規定する場合に、ほぼ同じ程度の考え方であれば前に出てくる方を優先する、3つ目に同じことを2つの側面から規</p>

	<p>定した場合に、両方とも残す必要があることが考えられますので、その場合には両方掲載する、その3つのルールで考えております。この第7条と第13条の規定の整理は、最初の考え方でどちらかと言えばこの規定自体は第7条の方がより適合しやすい条文というふうに考えまして、そちらの方に合わせるということで整理させていただいております。他の後ろの方の条文は、市民参加・まちづくり部会との関係で構成しております。</p>
部会長	<p>ということは、順番が変われば当然変わってくると。</p>
法制室	<p>そうですね、後ろは変わってくると思います。</p>
部会長	<p>取り敢えず、今はこの順番の場合にはこうと。</p>
法制室	<p>そうですね、事務局としてはこのままでいきたいと考えておりますけれども。</p>
部会長	<p>そうですね、それは全体で議論されると思いますけれど。そうしますと、あとは主語が基本的には「市(執行機関)」は「市長等」に変えられているのですが、第14条の場合は自治法上基本構想は「市」ということですが、策定過程で市民参加の機会を確保するのであれば「市長」であると、総合計画は市長が作るという規定があるということと言われたのではないかと思います。</p>
事務局	<p>総合計画と言いますと、右に書いていますが基本構想、基本計画、両方の分野を総合的に呼んだ場合にこうなるのですが、基本構想の部分は自治法上市が定められているものですから、それを尊重すると言いますか、ここは「市長」というふうに言いにくい面がありますので、市全体の議論と言いますか、そういうふうに捉えたと「市」というふうに言わざるをえないのかなと思います。第2項については、策定過程の手続的な話になるかと思いますが、実際には市長がそういうことを確保する手段を講じればよいのかなと思います。</p>
部会長	<p>その時によく分からないのですが、「市」という言葉の定義はどこかですか。</p>
事務局	<p>この条例の中で「市」がどこを指すのかということは、最終的には定義する必要があると思います。</p>
部会長	<p>その時に、自治法上で基本構想は「市」が定めるとい時の「市」というものの意味と、この規定を作る時に「市」というものが示す意味とのずれはないのですか。</p>
事務局	<p>定義の仕方によっては、可能性はあると思います。その場合には、また調整が必要になる可能性もあると思います。</p>
副部会長	<p>第7条第2項は、策定しなければならないとは書いていませんね。策定は「市」で、運営は「市長等」ですね。</p>

事務局	これまでの部会での議論は、「大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例」の中で、主語が「市長」であるという説明をさせていただいて、ここは「市長」になったのですね。自治法はこういう形ですが、条例はこうですということで協議をさせていただいております。
部会長	主語はどこかで再度見直しになるのですかね。
事務局	確定ということではありませんので、そういうご意見をいただいた上で最終的には全体を見渡してより分りやすくなった方がよいと思いますので。「市」、「市長」、「市長等」という言い方をしていますので、どういうふうにした方がより分りやすいかなというのは、今後整理をさせていただきたいと思います。一応、こういう形で考え方をお示ししております。
副部会長	総合計画という言葉が第14条に出てきますが、第7条第2項に基本構想、基本計画という言葉が先に出ますね。これは、問題はないのですかね。法規の書き方として問題はないのですかね。総合計画の中の一分野ですよ。
法制室	最終的には調整が必要になってくると思います。どういうふうに調整するかは少し考えないといけないと思います。
部会長	一般的には総合計画の方が分りやすいのですかね。
法制室	総合計画という見出しを使っている自治体は多いですから、総合計画でも分らないことはないと思います。そもそも基本計画という言葉が何か根拠があるかという、大した根拠がある訳でもないのに、どういうふうに用語を定義して使うかということは柱になると思います。
部会長	それは言葉の定義性の問題でしょうから。第20条の「市長」も先程と同じ理由ですかね。第14条第2項と同じですかね。市民の参画を図るということで「市長」ですかね。そういう意味ですかね。
法制室	考え方としまして、市長が案を作成し議会に提案をいたします。議会に条例案を提案するのは市長ですので、これは「市長」にしています。ここを「市」というふうにした場合に、議会で議論をする際にも市民の参画を必要とすることになりますので、ここについては市長が条例の立案を行う過程の中で市民の参加を図るという範囲に止めております。
部会長	分りました。
副部会長	第23条第2項なのですが、「市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。」と書いていますが、これは確かに縦割り行政を調整するということがよいことかと思うのですが、ここだけを捉えてここに書いていることは強すぎると思うのですが、そういう議論はなかったのですか。

部会長	なかったですね。
副部会長	これはこれであることはよいことだと思うのですが、後にオブラートに包む言葉があった方がよいのではないかという気がするのですが。
事務局	それぞれの部会からの案を今回は大幅に変えることなく示していますので、今ご指摘のあったその意見は、私の方からも担当者に投げ掛けをしています。あまりにも唐突すぎるような所があるなということで。ただし、そこまで全部を変えてしまいますと全体として流れが分らなくなるので、主旨は分るのですが言葉としていかがなのかなという所もあると思いますので、その話は担当に投げ掛けてそこをどうするかというのは、法制室と話をしながら言葉を考えてみる必要があるのかなというふうに考えております。極力原文を変えずにということで、対比してどこにどういうふうにとまとめるのか、若しくは削除した方がよいのかということで、分かりやすくするために文章そのものは殆ど一部の主語を除いてですね、あたっていないというのが現状です。
法制室	条文を検討委員さんの方で作っていただくということで動いておりますので、こちらの部会からの指示ということで検討させていただきたいと思います。
部会長	お願いします。
副部会長	この縦割りは課題ですので書くべきと思いますが。
部会長	もう少し適切な表現がないかということですね。その上はよろしいですかね、地方自治法に同一規定があるから、ここで改めて書く必要がないと。第22条ですね。
事務局	第21条ですが、かねてからこの条文が必要か、当たり前だというような意見があって削除をする候補だという私は認識しているのですが、どうですかね。
部会長	これも他都市の色々な条例を集めてきた時に載っていたのでそのままきいているのかなと思いますけれど、ない所もありますかね。
副部会長	これを落とすことになれば、第20条、第19条も既にありますからね。財政運営は、行政の進める上で必要ではないですかね。
事務局	第21条です。これまでの委員さんのご発言の中で、当たり前なので敢えてここに謳う必要があるのかどうかという意見をいただいております。
部会長	市政運営の中で、自治基本条例の中でここに一条挙げる必要は、私はないかなと思うのですが、二人だけで決めてよいのか分かりませんが。
事務局	財政運営は、財政状況を公表する条例があるのですね。ところが、中期的な見通しを立てなさいというものがないのですよ。そういう面では、第22条第1項はあった方が

	<p>よいのかなという気がしております。ただし、市民に対する公表というものは既に条例にも定められております。ただし、中期的な財政見通しを立てなさいというものがないのですね。そういう面では、ここの規定は残しておいた方がよいのかなと思います。</p>
副部会長	<p>第21条の分については、公正な職務の執行の確保等に関する条例、これを作りましたよね。だから、これをわざわざ載せたいという意見が出たのではないのですか。</p>
事務局	<p>Max という形で挙げているので、この条文は当たり前のことなので、自治基本条例に敢えて謳い込む必要があるのか、必要がないのではないかという意見が多かったと思います。ところが、他の部会の方からは何も意見がないので、残ったままになっているのが実情です。</p>
部会長	<p>他の部会の方は、あまりここには興味がないのでしょうか。</p>
副部会長	<p>情報公開、個人情報の保護、行政手続等と法令遵守とでは違うと言えば違いますが、似ているといえば似ていますね。</p>
部会長	<p>微妙な線はあると思いますけれどね。</p>
副部会長	<p>皆それぞれ個別の条例がありますからね。</p>
部会長	<p>情報公開、個人情報の保護は市民との関わりの中で非常に関係する部分だと思います。法令遵守というものは、もちろん市民との関わりの中に関係することもあると思うのですが、それとは少し質がちがうのかなと思います。</p>
副部会長	<p>役所の中のことでですね。</p>
部会長	<p>これを取るのであれば今ですか。この場で。</p>
副部会長	<p>削るのであれば最有力候補だと思います。</p>
事務局	<p>前回の会議の時に総花的という意見も出ましたので、そういう面から見ると当たり前と言えば最も当たり前のことなので、削除しても殆ど影響がないというような条文だと思います。</p>
副部会長	<p>市民は絡んでいませんよね。外部監査は市民が絡むのですかね。外部監査と法令遵守はお互いに不正を告発しようというのは、第21条は職員同士が不正を告発しようというものに対して、外部監査は専門家から受けるものですね。</p>
部会長	<p>微妙なのですが、外部監査は外部評価とか大学にもありますが、要するに組織体を運営する姿勢みたいな所がありますね。もちろん法令遵守も姿勢と言えば姿勢なのですが、微妙と言えば微妙だと思いますが、外部監査ぐらいまではあってもよいかなと思いますね、線を切るとしたらですね。どこかでこれを削るとすると、法令遵守は要らない</p>

	<p>のかなという感じはするのですが、ただし、二人しかいないのに、この会で決めるというのはどうかと思います。削除候補ということで、どうですかね。この次に部会があることはあるのですか。</p>
事務局	<p>全体会の後ですので、27日が全体会です。</p>
事務局	<p>もちろんこの部会は是非ということで、個別に判断をしていただいて、各部会がもう一回ずつやりましょうということではなくて、必要な部会は開きましょうということがあるとは思いますが。</p>
副部長	<p>ということは、もし今日このまま結論を出さずに保留にした場合は、来週全体会があって、その時にはこのまま残した形で、その後部会は開催しないかも知れないのですか、まだあるのですか。</p>
事務局	<p>それは委員さん皆さんのご意思によるのかなと思うのですが。</p>
副部長	<p>意思がなければ今日が最後になるのですか。</p>
事務局	<p>何とも言えないと思います。今後の流れを見ないと。</p>
部長	<p>今度の全体会でこれだと決まってしまうということはないだろうと思うのですが、もう一回か二回くらいはあるのかなという感じがしていますが。</p>
事務局	<p>部会が分かれてあるか、全体会の中において部会で話すような機会を設けるのか、まだ分かりません。</p>
部長	<p>全体会の中で、この部会の委員さんの出席者が多ければ、そこで承諾を得るということは可能かなと思います。ここで削ってしまうと本当に無くなりますから。</p>
副部長	<p>これを絶対に残さないといけないという人は、いないと思いますけれどね。</p>
事務局	<p>今の話みたいに、この条文については削っても差し支えないのではなからうかというようなご意見をいただければ、全体会で意見が出なくて、この条文が宙ぶらりんになった場合でも、事務局の方で調整をさせていただくというような方向になった時に、ここは削らせていただく判断材料にはなるかと思っております。</p>
部長	<p>この二名の範囲では、なくてもよいかなということですが、できれば一度もっと委員さんが多い時に議論をしていただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>次に6ページですが、第28条ですね。第10条第4項は、「市(執行機関)」になっていきますけど、これは「市長等」に変えるのですか。</p>
事務局	<p>「市長等」に変えさせていただきます。</p>

副部会長	第10条第3項も「市長等」になっていますね。市長以外の「等」は誰ですか。
事務局	他の執行機関を含むということで、教育委員会、各任命権者もあると思います。
副部会長	市長というものが個別に出てくるのはあるのですか。
事務局	総合計画です。
副部会長	総合計画はそうですね。
法制室	順番の並びが分りにくいのですが、第7条は「市長等」、第10条も「市長等」、第8条、第9条は「市長」です。少し並び順が悪いので、最終的に調整を行っていきたいと思います。
部会長	第8条、第9条は市長の基本的役割、市長の責務ですね。ですから、「市長」ですね。
事務局	第24条から見ていただきたいのですが、確認を踏まえて、第34条第1項を統合しているのが第24条です。
事務局	もう一枚の資料を横に置いていただくと、比較がしやすいと思います。
事務局	第25条は、第34条第3項を統合しています。「権利保護、苦情対応」です。
部会長	これは、自治基本条例としての市政運営、市民参加の順番なので最初の方に統合しているということですか。これは、順番が変わると統合する場所が変わるということですか。
法制室	最終的にどうなるかは分らないのですが、単純に第34条の方をそのまま生かしてよいのかどうか。今前の方に統合していますが、第34条だけにした場合、若干その表現を見直す必要が出てくる場合もあると考えますので、第24条、第25条は詳しい内容ですので、その辺の調整の可能性があると思います。
副部会長	第34条を削除して、第24条、第25条を残す場合に、第25条の「行政の改善を図るため」という言葉がありますが、正しい言葉ですか。違和感がありますが。
法制室	あまり聞きなれない言葉はありますね。
副部会長	行政運営の改善と言えば分りますが、行政そのものの改善と言えば自治法か法律を変えないとならなくなるので、言葉が違っているのではないかと思います。
事務局	貴重なご意見として、これも実は内部ではそういう話をしておりますので、そのままあたっておりませんので。大分市が一般的に行政の改善という使い方はしませんね。

副部会長	<p>そうすると、今日私が一番言いたかったのは第26条なのですが、第26条第1項の規定は、私は強すぎるような気がしているのですが、事務局に他都市の事例を調べていただいております。12の事例を見ますと、そこまで強くないですね。議論があった中で、こういう強い言い方になったかと思うのですが、この12の都市と大分市の原案を見たら、一番大分市の案が強いですね。地方分権一括法によって法令の自主解釈権を徹底的に強く進めようという意味でいうと、非常に強い表現になっているような気がするのですが、ここまで強く出さないといけないのかなと私は思うのですが。</p>
部会長	<p>特に強いと感じられるのは、どういう所ですか。</p>
副部会長	<p>というのは、「地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない」という表現ですね。現行は、自主的かつ適正な解釈を行っていないので、そういうふうに努めなければならないのであって、しなければならない訳ではなくて、自主的かつ適正な解釈を行うように努力して下さいよと、今そういうことになっていないので、という法令自体を自主的に解釈するというようなことを、地方分権一括法ができたということなので、そういうことを行えるようになったという流れらしいのですが、それを自主的かつ適正な解釈を行うように進めないといけないのかどうかというのは、住民自治の個別の事案に立って、それぞれが最適な市民ニーズに合った施策を展開すると同時に、それに合った条例や規則を定めて、それを市の条例の中に定める、或いは法令がなければそれに合ったようなことができるものであれば、要綱等を定めるとか、明文規定を本来すべきで、法令の解釈にあたってはというようなことを、自治基本条例の中に入れないとならないのかなということ、全条文の中でこれが一番違和感がありました。例えば、他都市を見ると政策法務というのは沢山ありますね、こういう法令関係を充実することは必要ですし、或いは個別の施策を行うにあたっては、こういう条例や規則等をきちんと作って裏付けをして、担当者が恣意的にするようなことがないようにして、条例等をきちんと作りなさいというふうな政策法務であれば、そのとおりだと思うのですが、きちんとした解釈ができないので、ちゃんと解釈しなさいよということが大分市の基本条例の中に、解釈できないような職員が三千七百名もいて、そんなにだらしない職員が多いのかなと思います。</p>
事務局	<p>今できないからとかやっていないからということは一言も書いていないので、当たり前のこととして言っているのか、足りないから言っているのかというのは別として、ほかにもある意味当たり前という部分も見ようによってはある訳ですね。地方分権や地域主権ということが言われていますが、今後、そういうことが進んでくれば、こういうことの重要性というものは必然的に増えていくのだろうという中で、自主的な解釈という言葉になっているのだと思うのですが。決して今のがいい加減だとか、ということと言っている条文ではないと思います。</p>
副部会長	<p>自主的、適正な解釈をすることというものを自治基本条例の中に謳わなければならないほど、重要なことなのですかね。</p>
事務局	<p>今からの流れでは、非常にポイントになるところでしょうね、政策法務という所は、国</p>

	<p>が示した解釈や運用どおり行うのではなくて、自分達が責任を持ってしっかりとやりなさいという、その所が問われてくると思うのですね。だから、最高規範ということで自治体の憲法を作った場合には、それだけの覚悟、自覚を持ってしっかり条例運用をなさいというふうなその姿勢は重要だと思います。</p>
副部会長	<p>適正な解釈を行うことをわざわざ書かないといけないのですかね、自治基本条例の中に。</p>
部会長	<p>12都市ある中で、表現はもう少しやわらかいかもしれませんが、「自主的かつ適正な解釈」という表現はどこかにありますね。</p>
副部会長	<p>そういうものもありますが、解釈ということを書いていない都市もありますね。解釈というのはね。明石市は書いていませんね。解釈ということを書き載せるとして、まずこういう解釈に努めて、それに対して条例、規則の整備を適正に行うという書き方をしていますね。どうもこういう言い方は強いような気がしますね。他都市は言葉がやわらかいですね、解釈が入っている都市が多いかと思うのですが、この表現が強い感じがとてもします。第26条の原文では「市(執行機関)は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては」というのが頭に出ているかと思うのですが、他都市は「政策を進めるに当たっては」等の言い方をしていますね、やわらかい所は。</p>
事務局	<p>この条文は、部会の方で議論をしていただいて、こういう形で整理をしておりますので、副部会長が少し強いのではないかと思われるのであれば、再度部会の方で意見交換をしていただきながら、この程度の言い方でよいのか、もう少しやわらかくした方がよいのか、ということは議論していただければよいのではないかと思います。</p>
副部会長	<p>例えば、上越市を見てもらうと、頭が「自主的かつ自立的な市政運営を行うため」というものが付いていますね。大分市のように「市の事務に関する法令の解釈に当たっては」ではなくてですね、政策的な言葉が枕詞に付いているのですね。</p>
部会長	<p>例えば、「市の事務に関する法令の解釈に当たっては」ということを、高松市の場合、「市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため」といふうに変えるということですね。</p>
副部会長	<p>そうですね、上越市でも同じだと思うのですが、そういう政策的なことを前面に出すのであれば違和感がないのですが。</p>
部会長	<p>「自主的かつ自立的な市政運営を行うため、地方自治の本旨に基づき、法令の自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない」と、そういう感じですかね。</p>
副部会長	<p>それであれば、許容範囲の形ですかね。もう一度部会があるのであれば、これは議論させていただきたいと思います。</p>

部会長	今の案というのは、法令に対して常に自主的に解釈しなければいけないというニュアンスを受けると、そうではなくて必要に応じて、自主的な政策、市政運営を行うために、法令も自主的に必要な解釈を行いますよと、というような形に直した方がよいと。
副部会長	もっと、限定した方がよいと思います。
部会長	それは、そういうふうになると思いますが。次回、委員さんがおられた時に。あとは、よろしいですかね。あとは、市政運営ではないのですが、市政運営部会から出したものとしては、第37条、第38条、第39条ですかね。
副部会長	この第37条、第38条、第39条を入れるというのは、ここの部会で議論になって入れるということになったのですか。
部会長	市政運営に関する内容の中で、市政運営の中に入ってきているものもあったのですが、意味からいうと独立させた方がよいのではというようなことで出てきています。環境については、それが必要であるのか必要でないのか、取り敢えずは挙げてみようということを出していただいている。
副部会長	第37条、第38条を落とすというものは、こちらの方が条文としてはきれいな感じがしますけどね。議論にはなったのでしょうか。
部会長	ただし、これを落とした理由というのが、最初の「自治とまちづくり」ということから、自治ということ言えば、市や自治体の意思決定のための仕組みや方法に中心を置いて考えるとすると、少し外れるのかなと。特に第8章はですね。ただし、由布市は湯布院というまちづくりの中で、自然景観というものは意味がありますので、それで敢えて入れているという所があると思いますけれど。大分の場合はどうなのだろうか。あくまでも、自治基本条例の自治に限定するというのであれば、第8章は議論の余地はなくてもよいというのは十分理解はできます。第7章に関しては、市民の定義の中で、こういうことがカバーされていれば、別によいのかなと私は思っているのですけれども。
副部会長	全体の中で、役所の執行と市民とのあり方について延々と書いている中で、政策的な意味合いが強い言葉は第7章と第8章だろうと思うのですが。
事務局	全体会で部会長さんが言われましたが、意見がなかったですね。
部会長	他部会で発言はないですか。
事務局	第38条の多文化共生は、あってもよさそうだとすることを一人の委員さんが言われましたね。あとは、発言はないですね。
事務局	委員さんの現状として、今は他部会の状況にまで目を向ける所まで辿り着いていないというのが正直なところではないかと思います。

副部会長	<p>第7章の多文化共生を必ず残すといった場合に、章ではなくて市政運営の基本的なスタンスの中に、日本人だけではなくて他の外国文化にも配慮しますというようなことを入れるというぐらいならと思いますが、章まで立てるとするのはどうかなという感じがしますが。</p>
事務局	<p>これを持ってきたのは、他都市の市民参加の章で外国の方もまちづくりに参加しようという所から持ってきています。</p>
副部会長	<p>最初の方に子どもの意見を聴くというものがありませんでしたね、そういう箇所に外国人を入れてもよいかなと思います。</p>
事務局	<p>景観と自然は、前文の中はかなり主旨が謳われているのですが、「緑豊かな山々とか」、これを次の世代に引き継いでいくという主旨は前文の中にはありますね。</p>
副部会長	<p>先程私が言ったのは、第2章第5条の中に「市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる」、「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる」ということで明記していますね。他の箇所に子どもが出ずにここだけ子どもが出ていますが、そういう強い思いがあったから出ているのでしょうか。この中に、外国人に配慮する、外国人の意見を聴く等、どこかに外国人のことも入れることもよいのかなと。ただし、章立てまでして多文化共生というものを残さなくてもよいと思います。第37条の「連携及び交流」もこのまま残すのであれば、第6章と立てるのではなく、行政を進める運営のやり方として或いはまちづくりを進めるやり方として、こういう連携と交流というものをどこかに入れるということで、章を立てるとするのはどうかなと思います。</p>
部会長	<p>多分市政運営のあたりに入れるという考え方もあるのだと思うのですが、今作成している自治基本条例の問題として議会基本条例が別にあるのですね。この場合は「市長等」とされていますが、もとの案は「執行機関及び議会」と書いているのですね。これは組織としては議会も含めての課題ですので、市政運営の中に入れてしまうと範囲が狭められてしまうこととなります。全体がまとまる形で入っていれば、また少し違うことがあったのかもしれないのですが。</p>
事務局	<p>半分裏話ですが、議会基本条例を作るにあたって、国際交流や他の自治体、国、県を含めた地方公共団体との連携という面も検討はしたそうですが、現実的に議会として基本条例に謳ってまで目立った取り組みをするという想定がしにくかったので、可能性としてはあるのですが、敢えて謳う所までは判断していないと。そこまで謳う必要は現時点ではないだろうということで、現状ではそういうことを書いていないということのようです。全くそういう観点がないということではなくて、取り敢えず今はそこまでなくてよいという判断を議会で行っているということですので、そうなりますと、ここで上から議会に被せるということになりますと、その判断を尊重する必要があるとすると心配もあるのですね。</p>
部会長	<p>私の個人的な意見になるかもしれないのですが、自治基本条例というものは地方政</p>

	<p>府ができるような形でできる訳ではないのですね、地方自治というものはですね。いかに地方が主権を持ってといってもですね。今は国家でもそうだと思いますが、国の組織にしても一つの国だけで乗り切れる訳ではなくて、他組織、公共的な組織の中で交流や連携を図らないと存在しえないはずだと思うのですよね。そういう視野というものは必要な、と私は個人的には思っているのです。</p>
事務局	<p>それが、主に現れるのは執行機関、市政を執行する上で当然政策として行っていますし、国際交流もしていますので、執行機関の側として、それは必要ということで、例えばこの条例にも十分謳う余地があるのかなと思っています。</p>
副部長	<p>もう一度部会を開催して、委員さんの出席が多い時に、その時に今言ったことの結論を取ったらどうですか。</p>
部長	<p>どうもそれは今のお話を伺っていると、この部会の問題だけではなくてですね、議会基本条例との関係で、議会の方でこういう条例が必要ないということであれば、そこまでは今は言えないような状況ですから、市政運営の中に入れるという判断ももちろんあるのかなと思いますけれど、ここでの意見というものを議会基本条例の扱いを議員さんも含めて、これが独立した時にどういうふうに判断されるかということにも因ってくるのかなという気もするのですけれど。</p> <p>それと、環境に関しては、特に由布市のような場合とは違うということか、或いは前文の方で、そういうようなことはよいのだということが・・</p>
副部長	<p>都市を目指す方向性というものの、例えば大分市で言いますと元気都市とか協働とか3つくらいキーワードがありますが、その中に何れも多文化、環境、景観は入っていないですね。重要なことですが、章として立てなければならぬのかなと、由布市はそういうものを多分挙げていると思うのですよ。</p>
事務局	<p>今日結論が難しければ、全体会の中でも部会で話ができる機会あればそちらで話されてもよいでしょうし、機会がなければ再度部会を開催してもよいかと思いますが、全体会でお諮りする時に事務局として線を引いていますが、ここはどうでしょうか。削除ということに今はさせていただいておりますが。</p>
部長	<p>第6章は少し微妙ですが、第7章、第8章に関しては削除をしてもよいとは思いますが、第8章に関しては前文等でその方向性みたいなものが謳われているのだからというようなことを考えれば、それでもよいかなとも思うのですが、第7章に関しては、どこかで必要なのかなという感じはしているのですが、それがどこでどう入れてもらうということは、私の中でもずっと出てこないのですが。</p>
事務局	<p>第7章は斜線を外して章立てをするかどうか、若しくは他の章の所に条文として取りこめることができるかどうか、その辺のご意見をいただきたいみたいな感じで持っていた方がよいですかね。</p>
部長	<p>全体をできる限りすっきりさせるという意味では、削る方向で考えてよいかと思うので</p>

	<p>すが、どこかで言う必要があるのではないかという思いが少しあります。多文化共生というものは、もちろん外国人とかそういうことも含めてなのですが、価値観というものは今の現代社会では非常に多様ですから、皆で同じ方向を向いてわーといけみたいな、まちづくりに全員参加してみたいなことにはならない局面というものは非常に沢山出てくるのだと思うのですけれど、その時に違う価値観の人達がそれぞれ必要に応じて、関係を持ちながらまちづくりをするというような、そういう意図なのですね。今のところ、市民の定義にしても、何となく皆が参加するんだということは出ているのですが、参加の仕方に関しては注意しなければいけないと。それほど皆価値観を共有しながらという訳ではないでしょうから、そこはやはり頭に入れながら多様な価値観を共有しつつ、それぞれの価値観の下で皆がまちづくりできるような、そういう方向性みたいなものがどこかで謳えていれば、それはそれでよいのかなと思うのですけれど。</p>
事務局	<p>取り敢えず第7章は斜線を外して、第8章は斜線のままで、前文で基本的な考え方は謳われているのでということでスタートして、第6章、第7章は章立てするかどうかは別として、今のところこういう形で、部会としては。</p>
副部会長	<p>課題等に部会長さんが言われたような多様な価値観を尊重するようなということ、中に入れられないかということ、課題等に記載しておいていただければよい。</p>
事務局	<p>第6章、第7章も同じように考えておいてよいですか。</p>
部会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>他の所に入れられるとすれば、どういう所に入れられるのかというのは、引き続き事務局の方でも検討させていただくということでよろしいですか。</p>
事務局	<p>多文化共生ですが、極力スマートに削りたい方向で議論しているのですが、取り敢えず斜線をして上で、こういったことも考えられる的な課題を載せる方向ではダメですか。</p>
事務局	<p>だけど、主旨は残したいということでは。</p>
事務局	<p>課題の所にそれを書いて。線を引いた上で、どこかにそういった主旨を織り込めないか、今で言うと理念的に一条設けるかということ、括弧書きで書いているのですが、そこをもう少し膨らませた形で課題を投げ掛けるということでは。</p>
事務局	<p>そういうことでよいですか。</p>
部会長	<p>それでもよいと思います。</p>
事務局	<p>主旨は残しておきたいということですね。</p>
部会長	<p>そうですね。</p>

事務局	第6章はそのまま残しておく、章立てで。
副部会長	課題等の所には、章を残すかどうかということも入るのですね。
部会長	第6章の場合は、これをどこかに移動するとすれば市政運営のところに入ってくるかと思いますが、そういうことを課題の所に書いていただいてもよいのかなと思いますけれど、どうでしょうかということ、このまま残すのか、市政運営の所に入れるかという検討事項があるという形で出していただければよいと思います。
事務局	コメントを付けて、主旨を生かしながらどういうふうに盛り込めるかと、1章としては是非生かしてもらいたいと。
部会長	1章としてあげる必要はないだろうということ。
事務局	第8章は章を削除するというので。
部会長	はい。
事務局	以上ですが。
副部会長	すみません、来週全体会がありますね、これは12月議会に出すのですか。
事務局	できれば3月までには、今のスケジュールでいきますと12月は市民意見交換会をする時間的に無理だと、遅くとも言い方をしていたのですが、3月ということになるのではなかろうかなと思います。
副部会長	最後に全体会で異議なしということで承認するというのは、何月頃を予定しているのですか。
事務局	意見交換会を行った後で素案をもとに意見交換会を行いますので、パブリックコメントをやりますし。
副部会長	11月か12月の前に全体会があって、それで異議なしという感じになるのですか。
事務局	それよりも後になると思います。10月、11月にもし市民意見交換会を終えたとすれば、それを踏まえて最終的にどうするのかと、その主旨を生かして条文にどう跳ね返させるのかという形になって、その形を皆さんにご承認いただいて、最終形はこういうことということでご承認をいただいた後にですね、決定することになると思います。
副部会長	意見交換会は何月頃の予定ですか。
事務局	素案が出来次第というところですよ。

副部会長	今のところは何時頃を予定しているのですか。
事務局	希望とすれば9月の議会終了後と、希望とすればですね。10月、11月にできればよいと考えておりますけれども。
副部会長	8月中くらいには、この辺で完成ということにしたい訳ですね。
事務局	8月にできればよいのでしょうか、できなければ途中部会を開いたとしても、9月の議会終了後、9月中くらいで素案という形で承認をいただいて、これでパブリックコメント、意見交換会に出していくということであれば望ましいかなと思うのですが。果たしてどうなるかというのは分かりませんが、かなりできていますので、後は微調整ということだけでいけるのかなという気はしていますが、最後まで先程冒頭に申し上げましたが、理念のところはやはり皆さん一番分かりやすいし、関心の深いところだと思いますので、ずっと意見が出る可能性もありますので。
事務局	確認をさせていただきます。まず、前文のところですが、「本市の在り方」がよくわからないので、何の在り方ということで、目的の「市民主体による自治の実現を図る」という言葉を入れたらどうかということです。市政運営の第13条は削除する、第14条の主語は今後協議をしていきたいと、第21条は削除候補とする、第22条はこういう形でよいと、第23条は「横断的な」という言葉は強すぎるので、これについては事務局の方で検討する、第25条は「行政の改善」という言葉も事務局で検討する、第26条は再度部会で協議を行う、第28条は第10条4項へ移動するが「市長等」に変更、第37条、第38条はこういう形でよいが、連携及び交流、多文化共生は課題等に記載する、第39条はこのまま削除とすると、以上でよろしいでしょうか。来週火曜日、7月27日午後1時からコンパルホール3階多目的ホールで第13回検討委員会を開催しますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしければ、これで。
部会長	今度の27日は各部会で話し合われた結果報告ということですか。
事務局	自治とまちづくりと事務局のこの案に対しての各部会の意見、理念部会では全体会なり部会代表者会議での再検討ということに対して、理念部会としてどうしたかということについて説明があると思います。
副部会長	前回みたいに全体的な話をして、また部会に分かれてという感じですかね。
事務局	恐らくそうなるでしょう。
副部会長	皆さんが集まればね、今日の話もできるでしょうが。
部会長	今日はこれでよろしいでしょうか、有難うございました。